

令和2年4月30日

AIMR 研究室責任者 各位
その他関係者 各位

AIMR 総務係

新型コロナウイルス感染防止対策に伴うテレワーク申請手続きの廃止等について

標記申請について、令和2年4月27日付け本部通知「新型コロナウイルス感染拡大防止のための東北大学の行動指針（BCP）のレベル4への引き上げを踏まえた就業の取扱いについて（通知）」（別紙1）により、BCPレベル4（別紙2）は基本在宅勤務であることから職員からの申請は不要となりました。これに伴い、令和2年4月6日付けメール「【周知】新型コロナウイルスの拡大防止対策に伴うテレワーク、及び勤怠管理について」にて依頼しておりましたテレワーク（在宅勤務）申請については提出を不要といたします。

なお、引き続き感染症防止対策を徹底するため、今後、出勤する必要がある場合については、以下の通り所定の手続きをお願いいたします。

1.出勤状況の事後報告

出勤の事実があった場合には、研究室を単位として出勤状況を把握するため、当該週（月曜日から日曜日を単位とする）の実績を翌週火曜日までに

AIMR 総務係（aimr-soumu@grp.tohoku.ac.jp）に報告（別紙3）ください。

なお、出勤の事実が無かった場合には、報告は不要です。

※5/1（金）～5/3（日）については、5/7（木）に報告願います。

2.研究室等への複数人による立ち入り

研究室等への立ち入りは、BCPレベル4によりできるだけ交代制とすることとなっておりますが、やむを得ない事情により同時に複数人が立ち入る必要がある場合には、AIMR 感染症対策本部において立ち入りの可否を判断いたしますので、必ず事前に同本部事務局担当熊代安全衛生管理室長（aimr-covid-19@grp.tohoku.ac.jp または 217-5970）までご連絡ください。

以上、ご協力いただきますよう、よろしくをお願いいたします。